

『蘇齋筆記』 詠注稿——經・詩

吉田 純

33
手稿本

治詩者通言毛詩今人第知為毛萇而不知此毛傳是大毛公亨所作也

孔疏曰譜云魯人大毛公為詁訓傳於其家河間獻王得而獻之以小毛公為博士然則大毛公為其傳由小毛公而題毛也孔疏此語甚明是毛傳即大毛公亨所作之詁訓傳也第毛亨作此傳時尚未題出毛詩之目至毛萇為博士其書大顯於世乃題以毛詩之目耳既由毛萇時題為毛傳則稱毛萇之詩傳為毛傳原自無不可者而其作此詁訓傳則是大毛公亨也此猶之春秋公羊傳公羊高口授本未成帙至漢時其二元孫公羊壽始著於竹帛今稱公羊傳則但知有公羊高豈復區別公羊高公羊壽乎詩毛傳今但知傳之者為毛萇而其實作傳者是毛亨原不須區別者也惟是秀水朱氏經義考前載毛亨詁訓傳三十卷云佚後又載毛萇詩傳二十九卷云存竟將毛詩詁訓傳與毛詩傳分為二事則貽誤後學之甚者矣漢書藝文志云毛詩二十九卷毛詩詁訓傳三十卷初未嘗別出毛氏詩傳也蓋漢志所云毛詩二十九卷者是未經毛氏詩傳之文而朱氏誤以此句為毛萇之傳則豈有漢志叙毛亨於毛萇後者乎誤讀漢志

『蘇齋筆記』 詠注稿(吉田)

其謬至此

定本

治詩者通言毛詩。今人第知為毛萇而不知此毛傳是大毛公亨所作也。孔疏曰、譜云魯人大毛公為詁訓傳於其家、河間獻王得而獻之、以小毛公為博士。然則大毛公為其傳、由小毛公而題毛也。孔疏此語、甚明。是毛傳即大毛公亨所作之詁訓傳也。第毛亨作此傳時、尚未題出毛詩之目、至毛萇為博士、其書大顯於世、乃題以毛詩之目耳。既由毛萇時題為毛傳、則稱毛萇之詩傳為毛傳、原自無不可者、而其作此詁訓傳、則是大毛公亨也。此猶之春秋公羊傳、公羊高口授、本未成帙、至漢時其二元孫公羊壽始著於竹帛、今稱公羊傳、則但知有公羊高、豈復區別公羊高、公羊壽乎。詩毛傳、今但知傳之者為毛萇、而其實作傳者是毛亨、原不須區別者也。惟是秀水朱氏經義考、前載毛亨詁訓傳三十卷、云佚、後又載毛萇詩傳二十九卷、云存、竟將毛詩詁訓傳與毛詩傳分為二事、則貽誤後學之甚者矣。漢書藝文志云、毛詩二十九卷、毛

詩詁訓傳三十卷、初未嘗別出毛氏詩傳也。蓋漢志所云毛詩二十九卷者、是未經毛氏詩傳之文而朱氏誤以此句爲毛萇之傳、則豈有漢志敍毛亨於毛萇後者乎、誤讀漢志其謬至此。

(1) 手稿本は乾隆帝の諱「玄燁」を忌んで「元」に作るが今改めた。

『詩』を勉強する人はふつうに『毛詩』という。近ごろの人はただ毛萇のことを知っているだけで、この『毛伝』は大毛公亨が作ったものである事を知らない。『毛詩国風』題下の孔穎達の疏に「鄭玄の『譜』に云う、魯の人大毛公がその家で『故訓伝』をつくり、河間献王がそれを手に入れて献上し、小毛公が博士官になった。つまりは大毛公がその『伝』をつくり、小毛公から『毛』と題するようになった」とある。孔疏のこの語は大変明晰である。この『毛伝』は大毛公亨が作った『故訓伝』に他ならない。ただ毛亨がこの『伝』を作った時はまだ『毛詩』という題目を出さなかったが、毛萇が博士となるにおよんでその書は大いに世間に顕れたので、そこではじめて『毛詩』という題目を付しただけのことである。毛萇が博士になって毛萇の『詩伝』を『毛伝』としたようになったのであって、もとからいけないことは何もない。しかしながら、この『故訓伝』を作ったのは大毛公亨である。これはちょうど『春秋公羊伝』が公羊高の時には口伝で書物の形態でなかったのが、漢に至ってその玄孫の公羊寿が始めて竹簡帛書にそれを著して、いま『公羊伝』と

いえばただ公羊高だけを知っているのと同じである。今になって公羊高と公羊寿を区別することがあろうか。『詩』の『毛伝』は現在ただこれを伝えたものは毛萇であることだけが知られており、実際は『伝』を作った者は毛亨であるが今となっては区別する必要を有しない。

しかし浙江省秀水の朱彝尊の『経義考』は、先に『毛亨詁訓伝三十卷』とあって「佚」といい、そのあとで、『毛萇詩伝二十九卷』として「存」とし、とうとう『毛詩詁訓伝』と『毛詩伝』を別物にしてしまひ、ひどい誤りを後学にのこすことをしてしまつた。『漢書』「藝文志」には『毛詩二十九卷』『毛詩詁訓伝三十卷』とあって、はなから『毛詩伝』なるものを出していない。おもうに『漢志』にいう『毛詩二十九卷』とは毛氏が伝をつける前の文であつて、朱彝尊はこの句を毛萇の『伝』と思ひ込んだわけだが、『漢志』が毛亨を毛萇の後にもってくる筈があろうか。『漢志』を誤読したあやまりは以上のとおりである。

(1) 『経義考』卷百に『毛詩亨詩故訓伝』、漢志三十三卷、「佚」とあり、続けて「毛氏萇詩伝」、漢志二十九卷、「存」とある。

34 手稿本

詩序卜子所作從來未有確据或有謂毛萇作或又謂衛宏作惟近日嘉

定錢大昕云北山詩序勞於從事不得養其父母此二語孟子引之此二語在孟子前則其為卜子作無疑也愚按孟子改從為王正因答咸邱蒙王土王臣所以易從為王其下句亦云此莫非王事又申明此王事二字愈以顯其原文從事二字之明白矣孟子人々熟讀而未有舉以證北山詩序者此實卜子作詩序之明驗也其謂序每第一句是卜子作其下數語或有毛公申說者此說固當可附參耳若東漢衛敬仲所作序謂其善得詩旨則必其序自有發明旨義雖在尔日云今存於世而非必即今所傳詩序矣今所傳詩序則非衛所作耳

定本

詩序卜子所作。從來未有確據、或有謂毛萇作、或又謂衛宏作、惟近日嘉定錢大昕云、北山詩序、勞於從事、不得養其父母、此二語孟子引之。此二語在孟子前、則其為卜子作無疑也。愚按孟子改從爲王、正因答咸丘蒙。王土、王臣、所以易從爲王、其下句亦云、此莫非王事、又申明此王字二字、愈以顯其原文從事二字之明白矣。孟子人人熟讀、而未有舉以證北山詩序者。此實卜子作詩序之明驗也。其謂序每第一句是卜子作、其下數語或有毛公申說者、此說固當可附參耳。若東漢衛敬仲所作序、謂其善得詩旨、則必其序自有發明旨義。雖在爾日云、今存於世、而非必即今所傳詩序矣。今所傳詩序即非衛所作耳。

『詩』の各篇の「序」は卜子の作ったものである。從來確實な証拠

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

が無く、ある者は毛萇の作だといひ、またある者は衛宏の作だといひた。さて、また最近江蘇省嘉定の錢大昕¹⁾は、小雅「北山」の序に「從事に勞して其の父母を養うを得ず」とあるが、これが『孟子』に引かれて²⁾いることから、この語が孟子以前のものであり、「序」が卜子によってつくられたことは疑い無い、といった。

わたくしが考へるには、『孟子』が「從事」を改めて「王事」としたのには、まさしく咸丘蒙の問の中に「王土」「王臣」とあるのに答へるからであり、その下に「莫非王事」とあつて、またこの「王事」二字を重ねて明らかにしていることから、ますます原文が「從事」であつたことを明らかに表している。『孟子』は人々が熟読するものなのに、それを取り上げて「北山」の序の年代を明らかにしたものは無かつた。これは本当に卜子が『詩』の「序」を作つたことの明らかな証拠である。

それぞれの「序」の第一句が卜子の作で以下の数語の中には毛公が重ねてのべているものもある、ともいう。この説はもちろん参考としておかねばならない。後漢の衛敬仲(宏)が作った「毛詩序」について『後漢書』の本伝は「詩の趣旨をよく得て」というから、その「序」にはきつと『詩』の趣旨について創見があつたはずだが、本伝に当時「現存する」とあるとはいへ、現代伝わっている「詩序」は、衛宏の作ったものではない。

注

- (1) 『十駕齋養新録』卷一「詩序」条。
 (2) 『孟子』万章上、「咸丘蒙曰……普天之下、莫非王土。率土之濱、莫非王臣。……(孟子)曰、……勞於王事、而不得養父母也。(咸丘蒙)曰、此莫非王事」。

35
手稿本

錯簡之説始於禮玉藻鄭氏注然鄭康成實親見山巖屋辟之故書非臆説也至後人每遇經文難措解處輒以錯簡目之此治經之大蠹也然未有謬亂如王柏之詩疑者竟欲刪去野有死麕等三十一篇而退何彼禮矣甘棠於王風可謂妄矣柏之書疑詩疑皆儼然以刪定自居而詩疑尤甚雖錯簡之説宋以後漸多踵蓋不皆可据而未有輕易僭亂如王柏之甚者也秀水朱氏經義考雖於詩疑有砭議矣而於王柏之訂中庸尚未加糾正何也

定本

錯簡之説、始於禮玉藻鄭氏注。然鄭康成實親見山巖屋辟之故書、非臆説也。至後人、每遇經文難措解處、輒以錯簡目之、此治經之大蠹也。然未有謬亂如王柏之詩疑者、竟欲刪去野有死麕等三十一篇、而退何彼禮矣甘棠於王風、可謂妄矣。柏之書疑、詩疑皆儼然以刪定自居、而詩疑尤甚。雖錯簡之説宋以後漸多踵、蓋

不皆可据而未有輕易僭亂如王柏之甚者也。秀水朱氏經義考、雖於詩疑有砭議矣。而於王柏之訂中庸、尚未加糾正、何也。

錯簡を言うことは『礼記』玉藻の鄭玄注⁽¹⁾に始まった。しかし鄭玄は実際に自分で山巖屋壁⁽²⁾からでた古書を眼にしていたのだから、根拠なくあて推量で言っているのではない。後世の人になると経書の文章の解釈を施すのが困難な箇所に出会うたびに、それを錯簡と見なす。これは治経の大害である。

しかしいまだに南宋の王柏⁽³⁾の『詩疑』ほどでたらめなものは無かった。あろうことか『毛詩』国風「召南」の「野有死麕」など三十一篇を削除し、そのうえ国風の正経である「召南」の「何彼禮矣」「甘棠」を、所謂「先王の風」の変わり果てたなれのはてである国風の「王風」の中においやろうとするのは、全くむちゃだ。

王柏の『書疑』『詩疑』は、どちらも嚴かに、本来孔子の事業である経書の刪定をもって自任⁽⁴⁾して、『詩疑』のほうはとりわけひどい。

錯簡を言うことは趙宋以後しだいに継ぐものが多くなり、思うにどれが頼りになるのではないとはいえ、いまだに王柏ほどひどく、いともたやすく分を越えてでたらめをする者はなかった。

秀水の朱彝尊氏の『経義考』は、『詩疑』についてはいましめているとはいえ、王柏が『中庸』に手を加えたものについては、いまだ矯正を加えていないのは、⁽⁴⁾ どういうわけか。

注

- (1) 「而素帶終辟、大夫素帶辟垂、士練帶率下辟、居士錦帶、弟子編帶、并紐約用組」六句（南昌府学『十三經注疏』本、卷三十五 a 6657）が錯簡であり、「天子素帶朱裏終辟」（同 7 b 455）の下にくるべきであるとし（此目「朱裏終辟」）、(2) 「大夫大帶四寸、雜帶君朱・緑、大夫玄・華、士緇、辟二寸、再繅四寸、凡帶有率、無箴功」八句（7 a 658）が錯簡であり、「三寸、長齊于帶、長制、士三尺、有司二尺有五寸、子游曰、參分帶下、紳居二焉、紳居結三齊」（9 a 557）の下にくるべきであるとし（此又乱脱在是、宜承「約用組」）、(3) 「肆束及帶動者、有事則収之、走則擁之」（16 a 152）三句が錯簡であり、「大夫大帶四寸、雜帶君朱・緑、大夫玄・華、士緇、辟二寸、再繅四寸、凡帶有率、無箴功」の下にくるべきであるとする（此亦乱脱在是、宜承「無箴功」）。
- (2) 鄭玄『六藝論』に「後得孔氏壁中古文『礼』五十六篇、『記』百三十一篇云々」（『經典釈文』序録所引）とある。「山巖屋壁」は「序周礼廢興」に「既出山巖屋壁、復入於秘府云々」とある。
- (3) 一一九七〜二七四。
- (4) 『經義考』卷一百十、『詩辨説』或作詩疑」条下に、「夫以孔子之所不敢刪者、魯齋（王柏）毅然削之。孔子之所不敢變易者、魯齋毅然移之。噫亦甚矣」とある。
- また王柏『訂古中庸』については、『經義考』卷一百五十三、「王氏柏訂古中庸」の条で「未見」とする。

手稿本

幽風幽雅頌頌以七月一篇分割次章為幽風於第六章云是謂幽雅又謂末章系云是謂幽頌此鄭康成之説耳周禮春官籥章只言歛幽詩歛

『蘇齋筆記』訳注稿（吉田）

幽雅歛幽雅未嘗以幽風与雅頌並稱也盖周官籥章所歛只謂之幽詩不謂之幽風不應立幽風二字之目不比在三百篇中与十五國風編次謂之幽風也鄭氏乃於女心傷悲殆及公子同婦下指云幽風此名何從得之此惟當据周官籥章耳而籥章無風字也當日如何採詩入樂以成節奏鄭氏已不能詳而又焉能界別其某章為風其某章為雅其某章為頌乎朱子答吳彦章云鄭氏不達篇章之義為此鑿說是也其他諸說置之勿辨可矣

(1) 百册本は「幽雅」二字を脱す。

(2) 百册本はこの字を脱す。

定本

幽風、幽雅、幽頌、以七月一篇分割。次章為幽風、於第六章云是謂幽雅、又謂末章系云是謂幽頌、此鄭康成之説耳。周禮春官籥章、只言歛幽詩、歛幽雅、歛幽頌、未嘗以幽風與雅頌並稱也。蓋周官籥章所歛、只謂之幽詩、不謂之幽風、不應立幽風二字之目。不比在三百篇中、與十五國風編次謂之幽風也。鄭氏乃於女心傷悲、殆及公子同婦下、指云幽風、此名何從得之。此惟當据周官籥章耳。而籥章無風字也。當日如何採詩入樂以成節奏、鄭氏已不能詳而又焉能界別其某章為風、其某章為雅、其某章為頌乎。朱子答吳彦章云、鄭氏不達篇章之義。為此鑿說是也。其他諸説、置之勿辨、可矣。

(1) 手稿本は「雅」に作るが、意味上から「頌」に改めた。

幽風、幽雅、幽頌の三者は、「七月」一篇の八章を分割してそれに当てる。第二章を「幽風」とし、第六章で「これを『幽雅』という」といい、卒章では「これを『幽頌』という」と。これは鄭玄の説に過ぎない。

『周礼』「春官」の「籥章」にはただ「幽詩を歛く」「幽雅を歛く」「幽頌を歛く」とあって「幽風」を「幽雅」「幽頌」と並称していない。『周礼』「籥章」で、歛かれるのはただ「幽詩」といっており、「幽風」とはっていない。「幽風」二字の題目を立てるべきではない。三百篇中にそういう題の詩はなく、十五国風の一つに編入されているのを「幽風」というのである。鄭玄は「七月」一章、「女心悲傷す、始めて公子と同婦せん」の下で、これを「幽風」と指し示しているけれども、この名はどこから得たのであろうか。ここはただ『周礼』の「籥章」に拠っただけなのだが、「籥章」には「風」の字が無い。その当時、どのように『詩』を採り音楽に取り入れて音楽の正しい調子を成したのか、鄭玄はすでに詳らかにすることができなかった。さらに一篇の詩について、何々の章は「風」、何々の章は「雅」、何々の章は「頌」と分別することができようか。朱子が呉彦章の問いに答えて、「鄭玄は籥章の意味に習熟していないから、このような穿鑿の説をなした」といったがまことにその通りである。その他の諸説などは、そのままにして取りあわないのが

良い。

37 手稿本

小雅笙詩六篇陸氏釋文云周公制禮用為樂章吹笙以播其曲孔子刪定三百十一篇內遭戰國及秦而亡毛氏傳各有序冠其篇首是毛公未嘗謂此六篇本無其辭也特以見行於世者失其辭故毛詩此六篇未入什目耳至朱子據劉原父說以為此六篇本有聲而無辭然朱子却未嘗不列此篇於什目既列於什目則安得謂本無辭乎蓋此六篇因其義知其本有是辭則當從毛氏而篇目則當列於什內也如依毛傳所列什次此六篇之目不入什則小雅自鴻雁之什以下每什相差者六篇故其末魚藻之什竟多出四篇合諸前笙詩六篇正足什數則此笙詩六篇本在什中無疑矣惟朱子謂宜依儀禮奏樂次第遂疑毛公移魚麗於南陔之上則陳氏啓源云儀禮奏樂之次序則南陔在笙入之列不得不先魚麗在間歌之列不得不後是乃奏樂之次非編詩之次也今宜依呂氏讀詩記據蘇氏輒說以定諸什之次惟南陔之什十篇內其六篇亡則自此以下至都人士之什皆每什十篇矣

定本

小雅笙詩六篇、陸氏釋文云、周公制禮、用為樂章、吹笙以播其曲。孔子刪定三百十一篇內、遭戰國及秦而亡。毛氏傳各有序、冠其篇首。是毛公未嘗謂此六篇本無其辭也。特以見行於世者、

失其辭、故毛詩此六篇未入什目耳。至朱子、据劉原父說、以爲此六篇本有聲而無辭。然朱子却未嘗不列此篇於什目。既列於什目、則安得謂本無辭乎。蓋此六篇、因其義、知其本有是辭、則當從毛氏而篇目則當列於什內也。如依毛傳所列什次、此六篇之目、不入什、則小雅自鴻雁之什以下每什相差者六篇、故其末魚藻之什、竟多出四篇。合諸前笙詩六篇、正足什數、則此笙詩六篇、本在什中無疑矣。惟朱子謂宜依儀禮奏樂次第、遂疑毛公移魚麗於南陔之上、則陳氏啓源云、儀禮奏樂之次序、則南陔在笙入之列、不得不先魚麗在間歌之列、不得不後。是乃奏樂之次、非編詩之次也。今宜依呂氏讀詩記、據蘇氏輟說、以定詩什之次、惟南陔之什十篇內、其六篇亡、則自此以下至都人士之什、皆每什十篇矣。

『詩』小雅の「笙詩」である「南陔」「白華」「華黍」「由庚」「崇丘」「由儀」の六篇は、陸徳明氏の『經典釈文』卷第六「毛詩音義・中」南陔「白華華黍」句下に、「周公礼を制し、用つて樂章と爲し、笙を吹きて以つて其の曲を播む。孔子刪定し、三百一十一編の内に在り。戦国及び秦に遭ひて亡ぶ」というものである。『詩』の『毛伝』本では六篇のそれぞれに「序」が有り、各篇の篇首にかざさっているが、ここで『毛伝』の作者は、「南陔」「白華」「華黍」のところでも、「由庚」「崇丘」「白儀」のところでも、「其の義有りて、其の辞を亡ぶ」と云つて、この六篇にもともと言葉が無かったとは

『蘇斎筆記』訳注稿(吉田)

謂っていない。ただ世間に流布されて、その言葉が失われたので、『毛伝』本はこの六篇の「南陔」「白華」「華黍」を小雅「鹿鳴之什」の十の数の中に数え入れず、「由庚」「崇丘」「由儀」を「南有嘉魚之什」の十の数の中に数え入れていないに過ぎない。朱子となると、北宋の劉敞の説を根拠に、著書の『詩集伝』の「鹿鳴之什」の「魚麗」のところで「笙詩……声有りて詞無し」と云つて、この六篇にはもともと旋律は有ったが言葉は無かったと考えている。しかし朱子はこの六篇を「鹿鳴之什」「南有嘉魚之什」の篇目の中に並べていないわけではない。篇目の中に並べておきながら、どうしてもともと言葉が無かったと謂えようか。

思うにこの六篇は、『毛伝』の作者が「南陔」「白華」「華黍」のところでも、「由庚」「崇丘」「由儀」のところでも、「其の義有り」と云っていることから、それにはもともと言葉が有ったと分かる。だから『毛伝』本に従つて、六つの篇目は、当然「鹿鳴之什」「南有嘉魚之什」の中に並べなければならない。

『毛伝』本の小雅を十篇ずつ並べる仕方に依れば、この六篇目は、実際にはそれぞれ十三篇目を並べた「鹿鳴之什」「南有嘉魚之什」の「什」(十篇)の数の中に数え入れられていないから、小雅は「南有嘉魚之什」につづく「鴻雁之什」以下四つの「什」で、六篇ずつ後ろへずれている。だから最後の「什」の「魚藻之什」は、とうとう十篇より四つ多く、十四篇になってしまった。この四という数を前の「笙詩」六篇の六とあわせれば、まさしく十篇になり、合

計八十篇の小雅の詩が八つの「什」になる計算だから、この「笙詩」六篇がもともと小雅の「什」の中に在ったことは疑いが無い。

しかし朱子は、『詩集伝』の「魚麗」の前で、

「南陔」……旧と「魚麗」の後に在り、『儀礼』を以て之れに考ふるに、其の篇次、当に此に在るべし。

と、『儀礼』郷飲酒礼の、

笙入堂下、磬南北面、立楽「南陔」「白華」「華黍」(笙、堂下に入り、磬、南北面し、「南陔」「白華」「華黍」を立楽す)。……乃間歌「魚麗」、笙「由庚」、か歌「南有嘉魚」、笙「崇丘」、歌「南山有臺」、笙「由儀」(乃ち問はるがはる「魚麗」を歌ひ、「由庚」を笙し、「南有嘉魚」を歌ひ、「崇丘」を笙し、「南山有臺」を歌ふ)。

という奏楽の順序に依るのがよいと謂い、はては『詩集伝』の「魚麗」の前で、

毛公、「南陔」以下三篇に辞の無きを以つての故に、「魚麗」を升す。

と、『毛伝』の作者が「魚麗」を「南陔」の上に移しただろうと疑っている。

しかし陳啓源氏は『毛詩稽古編』⁽⁵⁾ 卷十、小雅「南有嘉魚之什上」で、『儀礼』の奏楽の次(序)(に據らば)、……「南陔」は「笙入……」の列に在れば(則ち)先んぜざるを得ず。「魚麗」は「間歌……」の列に在れば(則ち)後れざるを得ず。此れ(乃ち)奏楽の度

(次)にして、豈に編詩の次か。と云っている。

ここで南宋の呂祖謙の『呂氏家塾讀詩記』に依拠し、北宋の蘇轍氏の説を根拠にして、「南陔」「白華」「華黍」「南有嘉魚」「南山有臺」「由庚」「崇丘」「由儀」「蓼蕭」「淇露」を小雅の「什」の一つに定め、「南陔之什」とし、その十篇中「笙詩」の六篇を亡う、とすれば、此処から以下「都人士之什」まで、全ての「什」が十篇になる。

注

- (1) ともに「序」に見える。
- (2) 劉敞『公是先生七經小伝』に無し。未詳。
- (3) 胡培翬『儀礼正義』では卷六、「笙奏三終及び献笙」箇所にあたる。
- (4) 同「間歌三終」。
- (5) 『皇清經解』卷六九。
- (6) 『呂氏家塾讀詩記』卷十八は「南陔之什」とし、「改什首遂通耳」といい、以下「彤弓之什」「祈父之什」「小旻之什」「北山之什」「桑扈之什」「都人士之什」としている。蘇轍(蘇氏)『詩集伝』も同じである。

38 手稿本

小雅六月篇薄伐玁狁至于大原朱子集傳謂大原今山西陽曲縣呂記嚴緝皆從之顧氏炎武曰周禦玁狁在涇原之間若晉陽之太原在大河

之東距周京千五百里豈有寇從西來兵乃東出者乎此大原今之平涼後魏於此立原州亦即取古大原之名也明嘉靖時周斯盛輯山西通志亦謂此指平涼之原州非冀州之太原也朱子在南渡後未至北方集傳偶誤也又或有謂山西在陝之北其或當日獫狁由直北而來則即追遂至山西陽曲亦未可知此則更傳會之曲說也統以小雅經文明言至于涇陽則當日獫狁北來是從西北非從東北無疑王伯厚詩地理考已明辨之矣

定本

小雅六月篇、薄伐獫狁至于大原、朱子集傳謂、大原、今山西陽曲縣。呂記、嚴緝、皆從之。顧氏炎武曰、周禦獫狁、在涇原之間。若晉陽之太原、在大河之東、距周京千五百里、豈有寇從西來兵乃東出者乎。此大原今之平涼、後魏於此立原州、亦即取古大原之名也。明嘉靖時周斯盛輯山西通志、亦謂此指平涼之原州、非冀州之太原也。朱子在南渡後、未至北方、集傳偶誤也。又或有謂山西在陝之北、其或當日獫狁由真北而來、則即追遂至山西陽曲、亦未可知此則更傳會之曲說也。總以小雅經文明言至于涇陽、則當日獫狁北來、是從西北、非從東北無疑。王伯厚詩地理考、已明辨之矣。

『毛詩』小雅「六月」篇・五章の、
薄いさか獫狁を伐ち、大原に至る。

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

について、朱子の『詩集伝』は、「大原」は現在の山西省の陽曲県であると謂い、南宋の呂祖謙の『呂氏家塾讀詩記』¹⁾、同じく嚴粲の『詩緝』²⁾は、どちらもそれに従っている。

顧炎武氏は『日知録』卷三「大原」の条で、次のようにいう。

「六月」四章に「獫狁……涇陽に至る」とあるから、周が獫狁の來攻を阻んだ場所は涇水の源あたりに在った。晉陽(現山西省治)の大原などは、河水の東に位置して、周の首都・鎬京からおおよそ千五百里離れている。敵は西から襲って来るのに、軍隊を東へ出すということがあろうか。此処の「大原」は、現在の甘肅省平涼府である。かつて北魏が此処に「原州」を立てたのも、その地の古名である「大原」から取ったに他ならない。

明の嘉靖年間に周斯盛が編輯した『山西通志』にも、此処の「大原」は平涼府の原州(現在の固原州)であって、『尚書』禹貢の)冀州(現在の山西省を含む)の「大原」ではない、と謂う。

朱子は趙宋が金に押されて南へ移った南宋の人で、中国北方に行っていないから、『詩集伝』はたまたま誤ったのである。

さらに或る人が、山西省は陝西省の北に位置するから、ひょっとしたらそのとき獫狁は真北から襲来して、すぐさま山西省の陽曲県まで追ひ払われたのではないかと謂っているが、これまた、一層こじつけの曲説であるのが分かっていない。要するに、小雅「六月」四章に「涇陽に至る」、とはっきり書いてあるのだから、そのとき獫狁が北方から鎬京に來襲したのは西北からであって、東北からでな

いのは疑い無い。王応麟の『詩地理攷』卷三「大原」に、既にこのことがはっきりと辨別されている。

注

- (1) 呂祖謙『呂氏家塾說詩記』卷十九に、「朱氏曰、『大原地名、亦曰大鹵、今在大原陽曲』と大書している。
- (2) 嚴粲『詩緝』卷十八に、「朱氏曰、『大原地名、亦曰大鹵、今在大原陽曲』とある。
- (3) 『日知錄』原文の次序は次のようである。
「大原」当即今之平涼、而後魏立為「原州」、亦是取古「大原」之名爾。……周人之禦獫狁、必在涇原之間。若晉陽之大原、在大河之東、距周京千五百里、豈有寇從西來、兵乃東出者乎。

39 手稿本

大雅文王篇序曰文王受命作周蓋言脩德配命之實所以為作周也漢儒曲援讖緯乃謂文王稱王改元孔疏蔓衍至四千餘言今日經生家固皆付之不觀而彼嗜異炫博者或且妄張其說即他經疏中亦間或採用之不知書武成篇於武王語中稱文王特史臣記述之詞耳若果當日有稱王改元之事則必書詩實有其文而後可為典故也論語孔門所記有服事至德之語則此外即使雜出記載皆可勿信而况讖緯乎孔穎達作詩疏不惟不知體會論語服事至德之義即於本篇有虞殷自天之義亦全不體會為漢學之弊壹至於傳會若此則漢學之有裨於攷證抑末也

何足以償所失哉

- (1) 33に同じく欠画してある。
(2) 百冊本はこの字を脱す。

定本

大雅文王篇序曰、文王受命作周、蓋言脩德配命之實所以為作也。漢儒曲援讖緯、乃謂文王稱王改元。孔疏蔓衍至四千餘言、今日經生家固皆付之不觀而彼嗜異炫博者、或且妄張其說。即他經疏中亦間或採用之。不知書武成篇、於武王語中稱文王、特史臣記述之詞耳。若果當日有稱王改元之事、則必書詩實有其文、而後可為典故也。論語孔門所記、有服事至德之語、則此外即使雜出記載、皆可勿信、而况讖緯乎。孔穎達作詩疏、不惟不知體會論語服事至德之義、即於本篇有虞殷自天之義、亦全不體會。為漢學之弊、壹至於傳會。若此則漢學之有裨於攷證、抑末也。何足以償所失哉。

『毛詩』大雅「文王」篇の「序」に、「文王、命を受け『周』を作す」とある。思うに、その六章の「厥の徳を聿脩し、永ねに言れ命に配」ったことが、まことに周を作した理由であると言っているのである。

ところが漢儒(鄭玄)は讖緯を引きまくり、「文王」篇は文王の即

位・改元を声明していると謂い、孔穎達の『疏』がこれにまといつてのべ、四千余言にも至っている。

現在の経学者は、初手からだれもこれを相手にしないが、かの嗜異で博覧をてらう孔穎達は、なおかつ無闇にその説を述べるがあり、たとえば他の経書の『疏』の中でも、まゝそれを採用することがある。

たとえば『尚書』武成、

我が文考文王、克く厥の勳おを成し、誕いに天命に膺たり、以つて方夏を撫す。大邦は其の力を畏れ、小邦は其の徳に懐く。惟れ九年大統未だ集らず。

の条下で、

文王は虞芮の訟たへを断じ、諸侯は之れに帰がひ、改めて元年を、称す。

と云っているが、『尚書』武成篇の武王の言葉の中に文王を言うのは、単に史官の記した言葉にすぎない。もし本当にその時、王を名乗り改元した事実があったなら、必ず『尚書』の叙事の部分や『詩』に、実際にそう書いた文章がある筈だ。そこではじめて典拠とすることが出来るものである。

『論語』は歴とした孔子の門弟が記録したもので、「泰伯」二〇章に、

(文王は西伯と偽りて) 天下を三分して其の二を有もち、以つて殷に服事す。周の徳は其れ至徳と謂ふべきのみ。

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

という言葉があるから、これ以外にいろいろ記載が出るとしても、すべて本当の事としてはならない。まして讖緯などはなおさらである。

孔穎達の作になる『毛詩正義』は、『論語』にある、文王が周を作してからも殷に服事し、それが至徳であった、という趣旨がよく分かっていないばかりか、『毛詩』大雅「文王」第七章の

有た殷の天に自ふを虞れ。

の意旨も、全く分かっていない。

漢学を祖述する弊害が、もっぱらこのようなことじつけに至るのでは、漢学が攷証に裨益するのも「そもそも末のことだ」。どうして失われた古えをとりかえすことができようか。

注

(1) 「文王。文王受命作周也」条下孔穎達疏に、

按、『春秋説題辭』云、『河』以通『乾』出『天苞』、『雒』以流『坤』吐『地符』。

又『易坤靈圖』云、「法地之瑞、黄龍中流、見於『雜』」、注云、「法地之瑞者、『洛書』也」。

然則『河図』由天、『洛書』、自地。讖緯・注説皆言「文王受『洛書』」、而言「天命者、以『河』『洛』所出。当天地之位、故託之天地、以示法耳、其実皆是天命」。

(鄭玄)『六藝論』云、「『河図』『洛書』、皆天神言語、所以教告王者也、是『図』『書』皆天所命、故文王雖受『洛書』、亦天命也。帝王革易、天使之然」。

とあり、鄭玄の『六藝論』は「所以教告王者也」までであるが、翁

方綱は「是『凶』『書』皆天所命」以下も『六藝論』の文と取ったた
め、こういう言い方をしている。

(2) 『呂氏春秋』古楽篇「散宜生曰、殷可伐也、文王弗許」下の高誘注
所引の『論語』にこの「五字が多いので、いま補った。

(3) 『論語』子張十二章、「子游曰『……、抑末也』」にもとづく。

40 手稿本

苟且之苟从⁺句声古厚反艸也又作苟且字此在說文艸部者也其苟
字己力反从羊省从包省自急救也急也敬左半从此燕禮若与四方之
賓燕則公迎之于大門内揖讓升賓為苟敬此蓋因君出迎故於賓為急
設敬也聘禮燕則上介為賓賓為苟敬亦同乃鄭注云苟且也假也苟敬
者主人所以小敬也夫以賓主致敬而曰苟且之敬曰假敬曰小敬此何
說乎此正是說文自急救之苟字音棘不音苟詩無曰苟矣大學湯之盤
銘苟日新皆即此字也蓋凡人易其言者每藉口於太急耳是以戒之謂
無易由言無曰苟矣言慎勿託詞於急出而輕易發言也此於曰字神理
亦明白矣而於下句言不可逝逝字亦可去入相叶為韻也乾隆五十一年
春二月經筵詔用抑詩譜入樂歌是月六日方綱以詹事得預讌席樂
部奏至此句之末引長其音與下句相比靜聽之恰与愚說苟逝相叶節
奏宛合蓋信樂律諧之不誣也

(1) 百冊本は「益」に作る。

定本

苟且之苟、从艸、句聲、古厚反、艸也。又作苟且字。此在說文
艸部者也。其苟字、己力反、从羊省从包省、自急救也、急也。
敬左半从此。燕禮、若與四方之賓燕、則公迎之于大門内、揖讓
升。賓為苟敬。此蓋因君出迎故於賓為急設敬也。聘禮、燕、則
上介為賓、賓為苟敬、亦同。乃鄭注云、苟且也、假也。苟敬者、
主人所以小敬也。夫以賓主致敬、而曰、苟且之敬、曰、假敬、
曰、小敬、此何說乎。此正是說文自急救之苟字、音棘、不音苟。
詩無曰苟矣、大學湯之盤銘苟日新、皆即此字也。蓋凡人易其言
者、每藉口於太急耳。是以戒之。謂、無易由言、無曰苟矣、言、
慎勿託詞於急出而輕易發言也。此於曰字神理亦明白矣。而於下
句言不可逝、逝字亦可去入相叶為韻也。乾隆五十一年春二月、
經筵詔用抑詩譜入樂歌、是月六月方綱以詹事、得預讌席、樂部
奏至此句之末、引長其音、與下句相比、靜聽之、恰與愚說苟逝
相叶、節奏宛合。蓋信樂律諧之不誣也。

「苟且(かりそめ)」の「苟」は「艸に从い句の声、古厚の反、草
なり。また苟且の字に作る」、これは『說文解字』の「艸」部にあ
るものである。また「苟」字は「己力の反、羊の省に从い包の省に
从う、自ら急救するなり、急なり」、とある。「敬」の左半分は、二
番目の字に从がう。『儀礼』「燕礼」の「記」に「若し四方の賓と燕
すれば、即ち公、之を大門の内に迎え、揖讓して升る。賓は苟敬を

為す」とあるのは、おもうに君が出迎えたので、賓のほうではと
り急ぎ敬の支度をした、ということである。「聘礼」の「記」に
「燕には、即ち上介、賓と為り、賓は苟敬を為す」とあるのも同じ
である。ところが鄭玄は、右の「燕礼」の注で「苟且也、假也」、
といい、右の「聘礼」の注では「苟且とは主人が小敬する所以であ
る」、というが、「苟且の敬」といい「假敬」といい「小敬」といい、
何たる言いぐさか。これはまさしく『説文解字』にいう「自ら急
す」の「苟」字であり音は棘で苟とは発音せず、『詩』『大雅』『抑』
の六章の「無曰苟」、また『大学』の「湯之盤銘苟日新」はいずれ
もこの字に他ならない。いったいに言葉をや易につかう人は、つね
に急場なのを口実にするばかりだ。そこでそれを戒めるのである。
言わんとすることは、先ほどの『詩』にあったように「由言を易ん
ずる無かれ、苟すと曰う無かれ」とおり、言葉をや急ぎ口にして安
易に発言する勿れ、ということであり、ここの「曰」字によって神
理がまた明白になる。

しかるに「抑」詩のここの下の句は「言不可逝逝」とあって「苟」
が入声であるのに対し「逝」は去声であるが、この去声と入声は叶
して押韻する。乾隆五十一年春二月の経筵では、「抑」詩を楽歌に
入れるよう詔があり、わたくしは詹事であるにより、讌席にはべる
ことを得たが、楽部が此の上のほうの句に来るとその音を長く引っ
ぱって下の句と対をなし、静かに耳を傾けるとあたかもわたくしの
説のとおり「苟」「逝」は相叶し、演奏はあたかも二字合一するか

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

のようで、楽律、音韻にはあやまりがないと信じた。

41 手稿本

士皆知讀朱子之書而朱子詩集傳為坊間俗本所傳訛者周南南有喬
木不可休思朱子從韓詩作思今俗本誤作息集傳原本有吳氏曰韓詩
作思此七字今俗本無之

王伯厚詩考序云朱文公集傳不可休思從韓詩

召南何彼穠矣今俗本作穠鄘風終然允臧然俗本作焉衛風遠兄弟父
母俗本作遠父母兄弟王風羊牛下括俗本作牛羊齊風不能辰夜俗本
作晨唐風碩大且篤俗本作實豳風不可畏也俗本作亦小雅外禦其務
集傳云春秋傳作務罔甫反此八字俗本刪去改云音侮言婦斯復斯誤
思胡然厲矣俗本作為朔月辛卯俗誤作日家伯維宰維俗本作冢如彼
泉流誤作流泉爰其適婦集傳此下注云家語作奚此四字今俗本刪之
改為奚大雅天降滔德今俗本誤作慆如彼泉流亦誤流泉商頌降予卿
士俗本誤于又傳內之語如召南騶虞篇犯牝豕也牝訛牡大雅文王有
聲篇滅成溝也成訛城賚篇此頌文王之功訛武諸如此類皆朱傳原本
不誤不知何時傳寫致誤者不知者或疑朱傳原本如此亟宜改正

定本

士皆知讀朱子之書。而朱子詩集傳、為坊間俗本所傳訛者。周南、
南有喬木、不可休思、朱子從韓詩作思、今俗本誤作息、集傳原

本有呉氏曰韓詩作思、此七字今俗本無之。

王伯厚詩攷序云、朱文公集傳、不可休息、從韓詩。

召南、何彼禮矣、今俗本作禮、鄘風、終然允臧、然俗本作焉。

衛風、遠兄弟父母、俗本作遠父母兄弟。王風、羊牛下牯、俗本

作牛羊。齊風、不能辰夜、俗本作晨。唐風、碩大且篤、俗本作

實。豳風、不可畏也、俗本作亦。小雅、外禦其務、集傳云、春

秋傳作務、罔甫反。此八字俗本刪去、改云、音侮。言歸斯復、

斯誤思。胡然厲矣、俗本作爲。朔月辛卯、俗誤作日、家伯維宰、

維俗本作冢。如彼泉流、誤作流泉。爰其適歸、集傳此下注云、

家語作奚、此四字今俗本刪之、改爲奚。大雅天降滔德、今俗本

誤作慍。如彼泉流、亦誤流泉。商頌、降予卿士、俗本誤于。又

傳內之語、如召南、騶虞篇、犯牝豕也、牝豕牡。大雅、文王有

聲篇、減成溝也、成訛城。賚篇、此頌文王之功、訛武。諸如此

類、皆朱傳原本不誤。不知何時傳寫致誤者。不知者、或疑朱傳

原本如此、亟宜改正。

士人はみな朱子の書を読むことを知っているが、朱子の『詩集伝』は坊刻の俗本が誤脱を伝える結果になっている。

国風「周南」の「漢広」序章の「不可休息」のところ、朱子は『韓詩』に従って「思」に作っているが、近來の俗本は「息」に作る。『詩集伝』原本には「呉氏曰、『韓詩』作『思』」、とあるのだがこの七字は近來の俗本には無い。

王応麟の『詩攷』序に「朱文公『集伝』に……『不可休息』とするのは……『韓詩』に従う」とある。

「召南」の「何彼禮矣」は、近來の俗本では「禮」に作る。「鄘風」の「定之方中」の二章の「終然允臧」の「然」を俗本では「焉」に作る。「衛風」の「竹竿」の二章の「遠兄弟父母」を俗本では「遠父母兄弟」に作る。「王風」の「君子于役」の卒章で「羊牛下牯」を俗本は「牛羊」に作る。「齊風」の「東方未明」の卒章の「不能辰夜」の「辰」を俗本は「晨」に作る。「唐風」の「椒聊」卒章「碩大且篤」の「篤」を俗本は「実」に作る。「豳風」の「東山」二章の「不可畏也」の「不」を俗本は「亦」に作る。「小雅」の「常棣」四章の「外禦其務」について『詩集伝』は『春秋伝』作『務』、罔甫反」というが、俗本はこの八字を取り去り、「務音侮」と改めている。「我行其野」二章の「言歸斯復」では「斯」を「思」と間違えている。「正月」八章の「胡然厲矣」の「然」を俗本は「為」に作っている。「十月之交」首章の「朔月辛卯」を俗本は誤って「朔日」に作っている。また四章の「家伯維宰」の「維」を俗本は「冢」に作る。「小旻」五章の「如彼泉流」を誤って「流泉」に作る。「四月」二章の「爰其適歸」で『詩集伝』はこの句の下に注して「家語」作奚」とあるが、この四字は近來の俗本では削除され、「奚」にあらためてある。

「大雅」の「蕩」二章の「天降滔德」の「滔」を近來の俗本では誤って「慍」に作る。「抑」五章の「如彼泉流」をまたもや誤って

「流泉」とする。

「商頌」の「長發」卒章の「降予卿士」の「予」を俗本は誤って「于」とする。

また「詩集伝」内の誤りとしては「国風」の「召南」の「騶虞」首章の「壹發五豝」の「豝」に対する箇所、「豝、牝豕也」の「牝」を「牡」と間違えてしまっている。「大雅」の「文王有声」三章の「築城伊濇」の「濇」に対する箇所、「濇、成溝也」の「成」を「城」と間違えてしまっている。「周頌」の「賚」に対する『詩集伝』で「此頌文王」の「王」を「武」と間違えてしまっている。

もろもろのこの手のたぐいは、いずれも『詩集伝』原本では誤っておらず、いつ書き写したときに誤ってしまったのか分らない。このことを知らぬ者が『詩集伝』の原本からこの通りであると疑わぬものでもない。すみやかに直すべきである。

注

- (1) 参考までに富山房『漢文大系』本を傍線部と対照すると①②⑩⑬⑯⑰⑱が俗本に同じい。
 (2) 「詩攷序」に、「朱文公集伝、…『不可休息』、…皆從『韓詩』」、とある。